

## 取引説明書（契約締結前交付書面）の一部改定について

2020年11月18日

カバー取引先を変更したことに伴い、取引説明書（契約締結前交付書面）を一部改定しております。改定箇所につきましては、下記新旧対照表をご確認ください。（変更箇所のみ抜粋しております。）

新	旧
<p>3. 当社のカバー取引について</p> <p>当社は、価格変動リスクを回避するために、当社の判断でカバー取引を行っております。実施においては、最も条件の良い価格を提示した暗号資産の流動性供給者（カバー取引先）に対してシステムによる自動発注または手動発注によりカバー取引を行います。当社のカバー取引先の商号または名称は以下です。</p> <p>① QUOINE 株式会社                  ② <u>B2C2 Limited</u>                  ③ LMAX Digital Broker Limited                  ④ コインチェック株式会社                  ⑤ フォビジャパン株式会社</p>	<p>3. 当社のカバー取引について</p> <p>当社は、価格変動リスクを回避するために、当社の判断でカバー取引を行っております。実施においては、最も条件の良い価格を提示した暗号資産の流動性供給者（カバー取引先）に対してシステムによる自動発注または手動発注によりカバー取引を行います。当社のカバー取引先の商号または名称は以下です。</p> <p>① QUOINE 株式会社                  ② <u>Tai Mo Shan Limited</u>                  ③ LMAX Digital Broker Limited                  ④ コインチェック株式会社                  ⑤ フォビジャパン株式会社</p>
<p>3. カバー取引・適正価格の提示</p> <p>(2)主要なカバー取引先に関する情報（商号または名称）</p> <p>① QUOINE 株式会社                  ② <u>B2C2 Limited</u>                  ③ LMAX Digital Broker Limited                  ④ コインチェック株式会社                  ⑤ フォビジャパン株式会社</p>	<p>3. カバー取引・適正価格の提示</p> <p>(2)主要なカバー取引先に関する情報（商号または名称）</p> <p>① QUOINE 株式会社                  ② <u>Tai Mo Shan Limited</u>                  ③ LMAX Digital Broker Limited                  ④ コインチェック株式会社                  ⑤ フォビジャパン株式会社</p>

以上